

■調布市の条例における前文比較

(注) ①, ②…の記号は, 検討の便宜上事務局で付加したもの

| 調布市福祉のまちづくり条例 | 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例 | 調布市子ども条例 | 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例 | 調布市がん対策の推進に関する条例 |
|---|--|--|---|--|
| 平成9年度施行 | 平成17年度施行 | 平成17年度施行 | 平成25年度施行 | 令和3年度施行 |
| ①願い ②責務 ③求められる対応 ④条例の目的 | ①歴史 ②求められる対応・責務 ③条例の目的 | ①定義 ②認識 ③願い ④責務 ⑤決意 ⑥条例の目的 | ①現状・歴史 ②願い ③背景・責務 ④条例の目的 | ①現状・背景 ②求められる対応 ③将来の展望 ④条例の目的 |
| <p>①私たちの願いは, 高齢者や若者も, 障害がある人もない人も, また, 大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら, いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現することである。</p> <p>②そして, だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め, また, だれもが進んで社会参加のできる, そのような社会の実現に向け, ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは, 私たちの責務である。</p> <p>③このためには, 保健, 医療, 住環境, 防災, 教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮が必要であり, 市, 市民及び事業者の自主的な参加による協働の営みが必要である。</p> <p>④私たちは, 豊かで温かいまち調布の実現を目指すことをここに宣言し, ユニバーサルデザインの理念に基づき, 高齢者, 障害者, 子ども, 外国人, 妊産婦, 傷病者その他の年齢, 個人の能力, 生活状況等の異なるすべての人が安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るため, この条例を制定する。</p> | <p>①私たちの街調布は, 多摩川や野川の水辺, がい線や雑木林の緑など, うるおいとやすらぎを感じさせる恵まれた環境のもと, 文化, 芸術, スポーツ, 交通, 住宅など様々な都市的機能を付加し, 学び, 働き, 憩うことのできる豊かな暮らしを営んできた。</p> <p>②これからの私たちは, 今までの街づくりの成果を引き継ぎつつ, 経済的・物質的な豊かさや生活の利便性のみを追い求めるのではなく, 福祉, 環境, 安全などの新たな視点を加え, 良好な都市環境を備えた魅力的な街を創造し, 将来の世代に継承していくことが求められている。このため, 街づくりの主体者である市民, 事業者及び調布市が, それぞれの役割と責任を自覚して, 街づくりについてともに語り, 学ぶことにより新たな関係を築きあげていかなければならない。</p> <p>③こうした市民, 事業者及び調布市の連携と協力のもと, いつまでも調布の街がほっとする安心な街であり, 愛情と誇りを持って住み続けることのできるふるさととしてはぐくむため, この条例を制定する。</p> | <p>①子どもは, 個性が認められ, 自分らしく生きる権利をはじめ, 個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。</p> <p>②子どもは, 調布の「宝」, 「未来への希望」であり, 喜びや悲しみを共有する家族, 友人及び地域の深い愛情に包まれて, 社会の一員として大人と共に今を生き, 次代を担っている。</p> <p>③私たちの願いは, 子どもが, 家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で, 安全かつ快適にのびのびと遊び, 学び, 夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。</p> <p>④そのために, 私たちは, 日本国憲法をはじめとして, 世界人権宣言, 児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで, 未来の調布をつくり, 平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため, 家庭, 学校等, 地域, 事業主及び市は, 協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。</p> <p>⑤私たちは, 子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し, 子どもの育ちや子育てを楽しむことができ, 子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。</p> <p>⑥緑と水に恵まれた自然や, 家庭, 学校</p> | <p>①私たちのまち調布は, 悠久の流れをたたえる多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の森など, 自然の豊かさと都市の利便性が調和するまちとして発展してきました。私たちは, この調布で, 相互に助け合い, 共に歩みながら, 市民が生き生きと暮らす活気とぬくもりのあるまちを築いてきました。</p> <p>②私たちは, これからもこの調布らしさを大切にしながら更に発展させ, 将来の世代に引き継いでいきたいと思っています。</p> <p>③一方, 地方分権が進展する中, 地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは, まちづくりの主体として, これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って, 共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。</p> <p>④私たちは, 日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり, 調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし, 自治によるまちづくりを進め, もって活力ある豊かな地域社会を実現するため, この条例を制定します。</p> | <p>①がんになる可能性は誰にでもあります。調布市でもがんが死因の第1位を占めています。しかし, がんは, 早期発見・早期治療により治せる疾病へと変わりつつあります。</p> <p>②一方, がん対策には新たな課題もクローズアップされています。小児がん, 若い世代のがんや高齢期のがんへの対策, さらにはがん患者の就労・就学支援や家族への支援などの必要性が指摘され, がん患者等のライフステージに応じた支援が求められています。</p> <p>③がんを知り, がんを予防する生活習慣の実践とがん検診の受診で, いつまでも自分らしく暮らしていくことも可能になります。</p> <p>④調布市は, 近在するがん診療連携拠点病院, 保健医療福祉関係者, 事業者等がんと向き合う団体等に恵まれており, こうした団体等と連携・協力をしながらがん対策を推進してきました。その特色を生かし, 効果的な施策につなげることで, がん対策のより一層の強化を図り, 市民が安心して生活できることを目指し, この条例を制定します。</p> |
| | | | <p>〳等及び地域のつながりの中で, 子どもが夢を持って健やかに育ち, 安心して子どもを産み, 育てることができるまちを目指すことを宣言し, この条例を制定する。</p> | |